

助成金についてご存知でしょうか？

助成金とは・・・

非正規社員を正社員として雇用をすると・・・

社員の産休、また育休後の復帰を支援する

特定の業種（建設業など）で雇用の改善や職業訓練を実施すると・・・

※非正規社員とは契約期間が決められている契約社員やアルバイト、パートタイム労働者が該当します

キャリアアップ助成金

両立支援等助成金

人材開発支援助成金

キャリアアップ助成金の場合
従業員様2名であれば**最大144万円**が
国から会社に支給されます！

しかし・・・

・適切な労務管理をしているか厳しい審査が行われます！

※申請に関する審査は年々厳しくなっております。書類に不備があれば助成金は支給されません。

・申請には労務管理を確認するための提出書類が数多くございます！

※1.出勤簿 2.賃金台帳 3.就業規則 4.雇用契約書 など日頃の労務管理に使用される書類の提出を求められます。

助成金は日頃から労務管理をきちんと
していれば受給が出来るものです！

私たちがお手伝いいたします！

上記以外の助成金についてもご提案させていただきます。

助成金のみのご相談も可能です。社会保険労務士松本にお気軽にご連絡ください。

亀戸オフィス:03-5628-3878 新宿オフィス:03-5341-4530

横浜オフィス:045-308-8081